

平成 28 年度第 2 回長野県食と農業農村振興審議会 次第

〔 平成 29 年 2 月 14 日 (火) 13:30~15:45
長野県庁 議会棟 3 階 第 1 特別会議室 〕

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 次期食と農業農村振興計画の策定について (諮問)

(2) 次期食と農業農村振興計画の方向性について (意見交換)

(3) その他

4 閉 会

審議会資料一覧

- 1 長野県食と農業農村振興審議会委員名簿 P 1
- 2 長野県食と農業農村振興審議会座席表 P 2
- 3 長野県食と農業農村振興審議会傍聴要領 P 3

資料

- | | |
|------|---|
| 資料 1 | 次期長野県食と農業農村振興計画の位置づけ |
| 資料 2 | 長野県農業を取り巻く状況 |
| 資料 3 | 第 2 期長野県食と農業農村振興計画の取組状況
達成指標に対する平成 27 年現在の評価 |
| 資料 4 | 次期長野県食と農業農村振興計画の検討にあたって |
| 資料 5 | 次期長野県食と農業農村振興計画策定スケジュール |
-
-

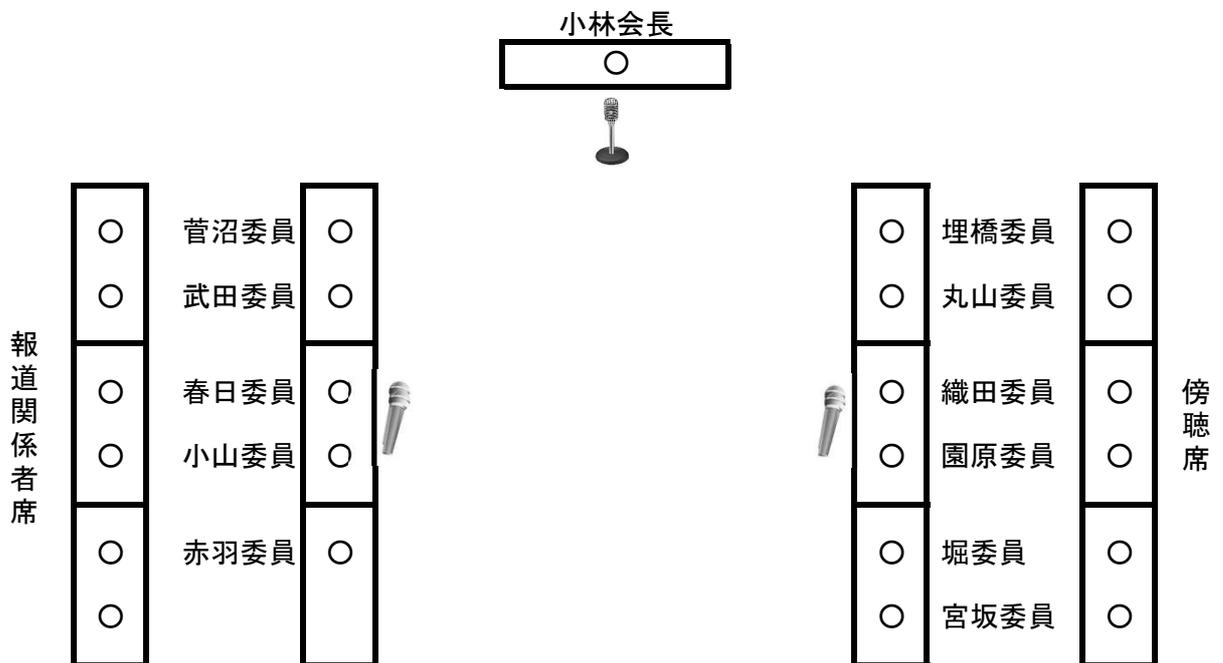
長野県食と農業農村振興審議会委員名簿

【敬称略／区分別・五十音順】

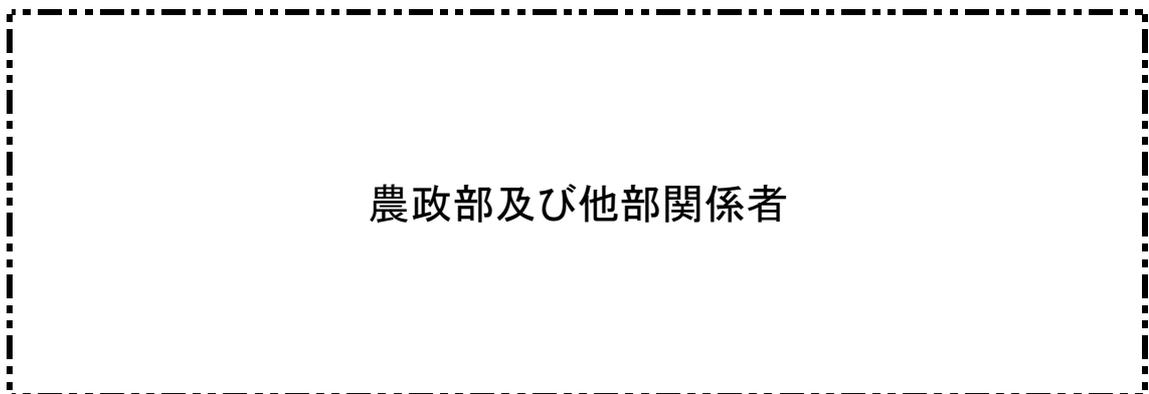
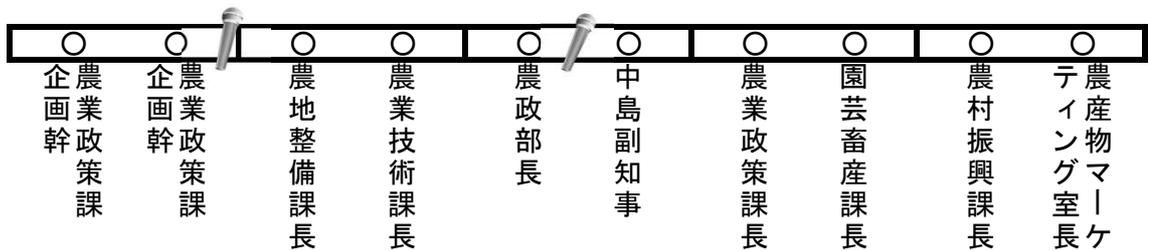
区分	氏名	所属・団体名等	地域 主な経営作物	備考
農業者の代表者 【4名】 (県下4広域毎)	しまざき ひでき 嶋 崎 秀 樹	(有)トップリバー 代表取締役社長 長野県農業法人協会 会長	東信 (御代田町) 野菜	
	すがぬま あきら 菅 沼 晃	若手農業者 (長野県農業士協会 会長)	南信 (松川町) 水稲	
	たけうち かずえ 竹 内 和 恵	若手農業者 (NAGANO農業女子コアメンバー)	北信 (長野市) 果樹	
	たけだ あきひこ 武 田 昭 彦	長野県農業経営者協会 副会長	中信 (白馬村) 水稲	
農業協同組合、農業 委員会、その他農業 関係団体の代表者 【3名】	かすが とみお 春日 十三男	長野県農業協同組合中央会 専務理事		会長職務 代理
	こやま ひでかず 小 山 英 壽	長野県農業会議 副会長		
	あかはね あきひこ 赤 羽 昭 彦	長野県土地改良事業団体連合会 常務理事		
市町村の代表者 【1名】	ひらばやし あきと 平 林 明 人	長野県町村会 (松川村長)		
県議会議員 【2名】	うずはし しげと 埋 橋 茂 人	長野県議会議員 (信州・新風・みらい)		
	まるやま えいいち 丸 山 栄 一	長野県議会議員 (自民党県議団)		
消費者の代表者 【2名】	おだ ふじこ 織 田 ふ じ 子	長野県消費者の会連絡会 副会長		
	そのはら のりこ 園 原 規 子	長野県栄養士会 会長		
食品産業、流通産業 等の事業者の代表者 【2名】	ほり ゆういち 堀 雄 一	長野県農産物等輸出事業者協議会 会長 長野県連合青果(株) 代表取締役社長		
	みやさか くみ 宮 坂 公 美	宮坂醸造(株) ショップディレクター		
食料、農業又は農村 に関し優れた見識を 有する者【1名】	こばやし よしお 小 林 芳 雄	(一財)大日本蚕糸会 会頭 農林水産技術会議 会長		会長

第2回長野県食と農業農村振興審議会 座席表

(左列から名簿順)



出入口



「長野県食と農業農村振興審議会傍聴要領」

1 傍聴の手続き

- (1) 審議会の会議の傍聴を希望するものは、会場受付で、氏名及び住所を記入の上、会議の開始までに所定の席に着席すること。
- (2) 傍聴希望者が、傍聴席の数を超えた場合は、先着順により傍聴者を決定すること。

2 傍聴者の遵守事項

- (1) 傍聴者は、静粛に傍聴することとし、発言したり、拍手その他の方法により賛成又は反対の意向を表明したりしないこと。
- (2) 傍聴者は、会議の撮影、録音等を行わないこと。
- (3) 傍聴者は、上記のほか、会議の支障となる行為をしないこと。
- (4) 遵守事項に違反した場合には、傍聴を認めないこと。
- (5) その他、審議会会長の指示に従うこと。

(参 考)

「審議会等の設置及び運営に関する指針」(抄)

第5 審議会等の会議の公開

審議会等の会議は、原則として公開することとし、公開に当たっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴及び会議結果の公表により行うこと。
- (2) 会議の傍聴は、審議会等の長が、会議場に一定の傍聴席を設けて、希望する者に傍聴を認めることにより行うこと。
- (3) 審議会等の長は、傍聴を認める会議の開催に当たっては、あらかじめ審議会等の名称、開催日時、場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手続等について、原則として開催日の1週間前、遅くとも3日前までにプレスリリースするとともに、県のホームページに掲載することにより県民に周知すること。
- (4) 会議結果の公表は、議事録等及び会議資料の県のホームページへの掲載、行政情報センター、行政情報コーナー等への備え付けにより行うこと。
- (5) 会議資料の公表は会議終了の日から概ね2週間以内を目安に、また、議事録の公表は概ね1ヵ月以内を目安に行うよう努めること。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、審議会等の長がその会議に諮って非公開の決定を行うことができること。なお、非公開の理由の開示を求められた場合には、それを明らかにすること。

ア 長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号)第7条各号に定める非公開情報について審議する場合

イ 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められる場合

- (7) 会議の公開又は非公開の決定は、審議会等の長が会議の開催日時等の決定にあわせ、会議に諮って行うこと。なお、あらかじめ会議に諮ることができない場合は、各委員の意思を確認し事前に決定すること。
- (8) 会議の傍聴を認めない場合であっても、議事要旨の記録等の公開が可能な場合、会議結果の公表は行うこと。